

## 山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、生活交通路線を運行する乗合バス事業者に対して路線維持のための補助金を交付している市町村、及び最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「生活交通路線」、「乗合バス事業者」、「補助対象期間」、「輸送量」及び「補助対象経常費用」というのは、別表1により定めるところによる。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 乗合バス事業者に対し第5条の基準に適合する補助事業を行う市町村
- (2) 知事が指定する最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者

2 前項第2号に係る補助金の交付に関する必要事項は、別に定める。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次条第1項の補助事業により市町村が交付する補助金の交付額の1/2に相当する額以内の額とし、補助金の対象となった年度から2カ年を限度として交付するものとする。

### (補助事業の基準)

第5条 補助金の交付対象となる市町村の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \left( \frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

- (3) 補助対象経費の額は、運行回数3回分に相当する額とする。

2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

3 市町村長は、乗合バス事業者であって、山梨県生活交通対策地域協議会の結果に基づいて山梨県の定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものを補助対象事業者として選定するものとする。

4 市町村長は、補助対象事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す

る法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び本交付要綱を遵守するよう条件を附するものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、第1号様式による生活バス路線維持費補助金交付申請書に前条第3項の補助対象事業者よりなされた補助金の交付の申請の内容を記載した書面の写しを添えたもの、及び第2号様式による補助対象事業完了実績報告書に収支計算書及びその他参考資料を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事あて提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって当該市町村長にその旨を通知する。

2. 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第8条 知事は、市町村長が本交付要綱等の違反により、バス事業者に対して、市町村補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した市町村補助金の全部若しくは一部の返還を命じたときは、市町村長に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(帳簿の保管義務)

第9条 市町村長は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月30日から施行する。
- 2 市町村合併が実施された場合は、合併前の市町村が行うバス路線の運行に対する補助事業は、新市町村に継承されたものとして補助対象とする。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成18年5月10日から施行し、平成18年度から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度から適用する。

別表 1

<p>生活交通路線</p>	<p>地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。</p> <p>(イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする路線はこの限りでない。</p> <p>(ロ) キロ程が10km以上のもの。</p> <p>(ハ) 1日当たりの輸送量が15人未満のもの。</p> <p>(ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>(ホ) 別表2に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって総合病院等医療機関学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、知事が指定したもののへの需用に対応して設定されるもの。</p> <p>・地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置されるもの。</p>
<p>乗合バス事業者</p>	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。</p>
<p>補助対象期間</p>	<p>補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間を補助対象期間とし、補助事業の終了日は、決算に要する期間終了後の11月30日とする。</p>
<p>輸送量</p>	<p>次式によって算出された数値をいう。</p> <p style="text-align: center;">平均乗車密度 × 運行回数</p>
<p>補助対象経常費用</p>	<p>地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。</p> <p>・地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される乗合バス事業者の県内、静岡県</p>

	<p>内及び神奈川県西部を走行する乗合バスの実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。</p> <p>地域実績キロ当たり標準経常費用 ×</p> $\left( 1 + \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2} \right)$ <p>・乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。</p>
--	--

別表 2

<p>広域行政圏の中心市町村</p>	<p>甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、 韮崎市、石和町、市川大門町、増穂町、櫛形町 (平成13年3月31日現在)</p>
--------------------	--